

アマチュア野球規則委員会の公認審判員ライセンス制度の概要 (2019年7月改訂版)

I. ライセンス制度の策定の背景及び経過

1. ライセンス制度の策定の背景

- ライセンス制度の検討を開始した 2007 年以前から、アマチュア野球の審判員を取り巻く環境は、「高齢化」や「人材確保が困難」などという問題に直面し、今までのように各団体が個々に対応していくことは得策ではないし、また、限界があるという声が高まってきていた。
 - ◆ 2008 年 7 月実施のアンケート調査結果
 - ① 各団体が直面している問題として、ほとんどの団体が「高齢化が進んでいる」と「なり手がいない」を上位の二つとしている。
 - ② 審判員の総数は約 46,000 人、平均年齢は約 50 歳となっている。(これらの数値は、各団体で重複登録をしている場合があるので参考値にとどめる。) (2018 年度の集計では、審判員総数(実数)は約 36,700 人、平均年齢は約 50 歳であった。)
- さらに、国際大会や全国大会には、全国の審判員の中から技術と熱意を持った審判員が選抜される制度をつくるべきであるとの意見も出てきた。
- そこで、当時の日本アマチュア野球規則委員会(2013年4月1日から一般財団法人全日本野球協会アマチュア野球規則委員会。以下「アマ規則委員会」)は、2008年4月からこれらの問題や課題に取り組み、将来の審判員制度のあるべき姿について検討を進め、審判制度改革の一策としてライセンス制度を策定した。

2. ライセンス制度の検討経過

- 2008 年 2 月、アマ規則委員会総会において、将来の審判員制度のあるべき姿などを検討するため、「審判制度研究会」を設置することが承認された。
- 2008 年 6 月、アマチュア 4 団体(日本野球連盟、全日本大学野球連盟、日本高等学校野球連盟、全日本軟式野球連盟)の各団体から推薦された委員により「審判制度研究会」が設置され、検討を開始した(2009 年 1 月までに 8 回の研究会を開催)。
- 2008 年 7 月、各団体の審判員組織の実態を調査するため、アンケート調査を実施した。
【アンケート調査送付先(11 団体)】

日本野球連盟、全日本大学野球連盟、日本高等学校野球連盟、全日本軟式野球連盟、全日本リトル野球協会、日本少年野球連盟（ボーイズリーグ）、日本ポニーベースボール協会、全日本少年硬式野球連盟（ヤングリーグ）、全国少年硬式野球協会（サリーグ）、日本硬式少年野球連盟（ジヤパンリーグ）、九州硬式少年野球連盟（フレッシュリーグ）

- 2009年12月、審判制度研究会がアマ規則委員会に「審判制度のあり方に関する答申」を提出した。答申の内容の実施については継続審議とされた。

【答申の内容】

- ① インストラクター制度の実施
- ② 審判組織の将来像
- ③ ライセンス制度の導入
- ④ アンパイア・スクールの設立

- 2010年2月、アマ規則委員会総会において、「審判制度のあり方に関する答申」の具体化を検討するために、アマチュア4団体の各会長の了解を得た上で「審判制度特別検討委員会」を設置することが承認された。
- 2010年4月、アマチュア4団体の各会長から推薦された2名ずつの委員（合計8名）で構成する「審判制度特別検討委員会」が設置され、答申の具体化に関する検討を開始した（2012年11月までに13回開催）。
- 2010年12月、アマ規則委員会においてインストラクター制度（「アマチュア野球規則委員会によるアマチュア野球審判員のためのインストラクターの育成および派遣実施要領」）が承認された。
- 2011年1月、インストラクター制度を開始した。
- 2012年12月、アマ規則委員会において「ライセンス制度」（「アマチュア野球規則委員会による公認審判員の資格制度実施要領」）と「都道府県審判指導員制度」（「アマチュア野球規則委員会によるアマチュア野球審判員のための都道府県スーパーバイザーおよび都道府県インストラクターの育成実施要領」）の開始について協議し、「都道府県審判指導員制度」の実施が承認された。
- 2013年2月、アマ規則委員会総会において「ライセンス制度」の実施が承認された。
- 2013年7月、アマ規則委員会総会において、「ライセンス制度」における1級審判員（55歳以下）および2級審判員（60歳以下）の年齢制限規定を廃止することが承認された。併せて、全国大会および地区大会の出場に関する年齢制限規定の新設も承認された。
- 2014年4月、全日本野球協会理事会において、ライセンス制度は2015

年4月開始を目途とすること、および審判員登録料制度は採用しないことが承認された。

- 2014年6月、全日本野球協会理事会において、ライセンス制度は2015年4月に開始すること、また、すべての審判員がライセンスの取得の有無にかかわらずアマチュア野球規則委員会に登録することが承認された。

II. ライセンス制度の概要（括弧内は実施要領の該当条文）

1. ライセンス制度の名称（第1条）

- アマチュア野球規則委員会による公認審判員の資格制度

2. 目的（第2条）

- アマチュア野球審判員の技術の向上および人材の確保を図る。
- 現在、全軟連が資格制度を有しているため、並行して存続できる規定を設定している（第2項）。

3. 各種大会の定義（第3条）

大会の種別	定	義
国際大会	世界野球ソフトボール連盟やアジア野球連盟などが開催する国際大会	
全国大会	日本野球連盟	都市対抗野球大会、日本選手権野球大会
	全日本大学野球連盟	全日本大学野球選手権大会
	日本高等学校野球連盟	全国高等学校野球選手権大会 選抜高等学校野球大会 ※ただし、制度開始時においてこの二つの大会は適用外とする。
	全日本軟式野球連盟	国民体育大会、天皇賜杯軟式野球大会
地区大会	複数の都道府県にわたる大会	【例示】 都市対抗2次予選(社会人) 明治神宮大会体表決定戦(大学) 秋季・春季地区大会(高校) 国体ブロック予選(軟式) など
都道府県内大会	各都道府県内で行われる大会	都道府県大会、市区町村大会など

4. ライセンスの種別・認定者・公認審判員証発行者

(第4条、第6条、第8条)

種別	年齢制限	認定者	公認審判員証発行者
国際審判員	50歳以下	アマ規則委員会	アマ規則委員会
1級審判員	なし	アマ規則委員会	アマ規則委員会
2級審判員	なし	各都道府県の審判員組織	アマ規則委員会
3級審判員	なし	各都道府県の審判員組織	アマ規則委員会
未取得	なし		アマ規則委員会

- 「各都道府県の審判員組織」とは、各都道府県において所属団体を超えた審判員組織がある場合はその組織のことをいい、その審判員組織がない場合は各審判員が所属する野球団体（連盟、協会等）のことを示す。
- 2級審判員および3級審判員は、アマ規則委員会の委任を受けた各都道府県の審判員組織が認定する。
- ライセンスを取得した審判員は、その審判員が所属する野球団体と異なる野球団体の大会に、出場することができる。

5. 各大会の出場要件（第5条）

大会種別	出場できる審判員
国際大会	国際審判員
全国大会	国際審判員、1級審判員(55歳以下)
地区大会	国際審判員、1級審判員(60歳以下)、2級審判員(60歳以下)
都道府県大会	国際審判員、1級審判員、2級審判員、3級審判員

- レベルの高い試合には審判員も機敏な動きが求められること、また、世代交代を促すことなどから、全国大会および地区大会に年齢制限を設定した。

6. 各ライセンスの認定要件（第6条、第7条）

種別	認定要件	認定講習	
		講習開催者	評価者
国際	1級取得者	アマ規則委員会	公認インストラクター
1級	2級取得後3か年度経過	アマ規則委員会	公認インストラクター
			各都道府県の審判員組織役員など
2級	3級取得後3か年度経過	各都道府県の審判員組織	各都道府県の審判員組織役員など
3級	3級認定講習受講	各都道府県の審判員組織	各都道府県の審判員組織役員など

- 認定要件を満たした者のうち、認定講習（筆記テストと実技テスト）において所定の成績を収めた者が昇級できる制度とした。
- 認定講習の評価者は、都道府県の審判員組織の統括者（部長、役員、他）、都道府県スーパーバイザー、都道府県インストラクターなどの地域の人材を活用する。そして、都道府県審判指導員研修会において、統一した評価基準の研修などを行っている。
- 認定講習については、「第7条（ライセンスの認定講習）に関わる細則」を作成し、運用している。

7. 公認審判員の名簿（第9条）

- アマチュア野球審判員の総数、各級における審判員の数、さらには各都道府県の審判員組織における審判員の数などを把握するため、各都道府県の審判員組織は、毎年度、公認審判員の名簿を作成する。
- ライセンス制度を採用する審判員組織において、所属する審判員の中でライセンスの取得を希望しない審判員については、名簿の「種別欄」を空欄として名簿に氏名等を記載する。
- 諸事情によりライセンス制度を採用しない審判員組織においても、アマチュア野球審判員の総数などを把握するため、名簿の「種別欄」を空欄として所属する審判員の名簿を作成する。

8. 公認審判員の登録（第10条）

- 全てのアマチュア野球の審判員は、所属する都道府県の審判員組織を通じて、毎年度アマ規則委員会に登録する。
- 登録の方法は、都道府県の審判員組織が、上記7の審判員名簿をアマ規則委員会に提出することとする。

9. 公認審判員資格の喪失（第11条）

- 公認審判員が年度登録を怠ったときは、その資格を失う。

10. 都道府県の審判員組織が行う業務（第12条）

- 審判員の登録および管理に関すること。
(第9条および第10条関連)
- 審判員の講習会・研修会等の企画および実施に関すること。
- ライセンスの認定に関すること。(第6条および第7条関連)
- アマ規則委員会との連絡および調整に関すること。
- その他審判員の技術の向上および人材の確保等に関すること。

(第2条関連)

1 1. ライセンス制度の開始 (第13条、附則2)

- このライセンス制度は、2015年4月1日から開始した。
- 各都道府県の審判員組織は、ライセンス制度の採用・非採用にかかわらず、2014年10月末日までに公認審判員の名簿を作成し、アマ規則委員会に提出した。
- 各都道府県の審判員組織の事情により、2014年10月末日までにライセンス制度を採用（公認審判員の名簿にライセンスを記入）できない場合、ライセンス制度の採用期限について、2018年3月31日までの猶予期間を設定している。
- 各都道府県の審判員組織の事情により、2018年4月1日以降にライセンス制度を採用する場合、その都道府県の審判員組織の審判員は全員3級審判員として登録することになる。

1 2. ライセンス制度の開始における各ライセンスの付与要件 (附則2～6)

- ライセンス制度の開始に当たって、ライセンス制度を採用する各都道府県の審判員組織が、所属する現役の各審判員にライセンスを付与した。
- 2015年4月1日にライセンス制度を開始するため、2014年10月末日までに現役の各審判員にライセンスを付与することとしたが、その付与の要件は次の通り。

種別	付与者	要件等		
		年齢	大会出場経験等	
国際	アマ規則委員会	50歳以下	現在の国際審判員、その他	
1級	各都府県の審判員組織	なし	社会人	都市対抗、都市対抗2次予選 日本選手権、日本選手権代表決定戦
			大学	全日本選手権、明治神宮大会代表決定戦
			高校	全国選手権、選抜、秋季・春季の各地区大会
			軟式	国体、天皇杯、国体ブロック予選
2級	各都府県の審判員組織	なし	地区大会に出場できる技術と見識を持った者	
3級	各都府県の審判員組織	なし	国際、1級、2級の各審判員を除く者	

- 国際審判員は、アマ規則委員会がライセンスを付与した。
- 1級審判員～3級審判員は各都道府県の審判員組織がライセンスを付与した。
- 全国大会および上表記載の付与要件に該当する地区大会に出場経験がある者は1級審判員とすることとした。

- 複数の団体に所属する審判員の場合、ある団体では2級相当の要件に属する地区大会に出場しており、他の団体では都道府県内大会の出場にとどまっているケースでは、上位の大会の出場経験を優先する。したがって、この場合はアマ規則委員会が調整して2級を付与した。

1 3. 経過処置（第5条、附則7）

- ライセンス制度と出場できる大会との連動については、当面の間、各大会の主催者の任意とした。